

参 - 1 都市計画道路の区分

都市計画法では、都市計画道路を交通機能から以下の4つに区分しています。

表 - 1 都市計画道路の種類

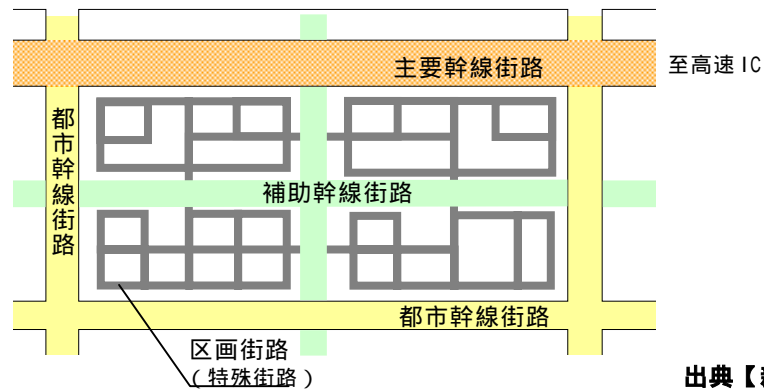
自動車専用道路	専ら自動車の交通の用に供するもの（都市高速道路、一般自動車道等）
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成するもの
区画街路	地区における宅地の利用に供するもの
特殊街路	専ら歩行者・自転車の交通や、都市モノレール等の交通、また、主として路面電車の交通の用に供するもの（自動車交通以外の交通の用に供するもの）

このうち、幹線街路は、さらに次の3つに区分されています。

表 - 2 幹線街路の種類

主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の重要な地域間相互の交通を集約して処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有するもの
都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理するもの
補助幹線街路	主要幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理するもの

図 - 1 都市計画道路の区分イメージ



出典【新都市計画マニュアル】